

## 給食費助成制度の申請を 受け付けています

市では、小・中学生が  
いる世帯に対し、給食費の半  
額相当分を支援する給食費  
助成制度を実施しています。

### ▼対象

- 次の条件をすべて満たし  
ている世帯
- ①お子さんが5月1日現在、  
本市に住んでいる
- ②世帯全員の「令和3年度  
市民税所得割課税額」の  
合計が7万7100円以  
下である
- ③9月分までの給食費が納  
付されている
- 5月2日以降に転入され  
た世帯は、翌年度から対  
象となります。
- 未納や前年度以前の滞納  
がある場合は対象外です。
- 生活保護や就学援助の認  
定を受けている世帯は対  
象外です。

### ▼申請方法

- 6月に各小・中学校を通  
じて申請書を配布します。
- 市ホームページからもダ  
ウンロードすることがで  
きます。
- 申請書に必要事項を記入  
し、返信用封筒に入れて、  
お子さんが在籍する学校  
に提出してください。

### ▼申請期日

8月31日(火)

### ▼交付決定

- 申請内容の審査と9月分  
までの給食費の納付状況  
を確認後、交付が決定し  
た世帯には、10月下旬頃  
に「助成金交付決定書」  
を送付します。
- 助成金交付決定書を受け  
取った世帯は、10月分以  
降の給食費の支払いの必  
要がなくなります。

### ▼問い合わせ

市学校給食センター  
☎33・65113  
(8時～16時)

審査対象となる課税額(例)

	市民税	道民税	合計
所得割額	55,000	38,500	98,500
均等割額	3,500	1,500	

市民税の「所得割額」が審査対象となります。  
基準を満たしているかわからない場合は、  
学校給食センターにご相談ください。



## 市民講座の講師を 募集しています！

市では、市民講座の講師  
を募集しています。あなた  
のスキルや知識、経験を活  
かして、学びの輪を広げる  
活動してみませんか。

### ▼募集分野

- 文化、芸術、スポーツ、  
教養、技能、自然、体験  
など
- (政治、宗教、営利等を  
目的とした内容は募集し  
ていません。)

### ▼対象講座

- 令和3年10月から12月に  
開催する3講座  
各講座4～8回開催

### ▼実施会場

- 生涯学習総合支援センター  
(風ぐるわかかい)
- 北コミュニティセンター
- 水夢館
- 市立図書館
- 各地区活動拠点センター
- 総合勤労者会館  
など

### ▼謝礼金

- ①講師  
初回のみ5千円  
以降、1回につき3千円
- ②アシスタント  
1回につき2千円

### ▼受講料等の取り扱い

- 受講料は、稚内市の歳入  
となります。
- 教材や食料等の費用は受  
講者の実費負担とします。

### ▼申込方法

- 申込書に必要事項を記入  
し、提出してください。
- 申込書は、市社会教育課  
窓口にて用意しているほか、  
市ホームページからダウ  
ンロードすることができ  
ます。
- 受け付け後、面談を行  
います。

### ▼募集期間

6月30日(水)まで

### ▼その他

- 講座募集定員に満たない  
場合や、新型コロナウイルス  
感染症の影響により、  
中止する場合があります。  
受講者の募集は、市教育  
委員会が行います。

### ▼問い合わせ

市社会教育課社会教育グ  
ループ  
☎23・6520



## 令和3年度文化及びスポーツ奨励賞の推薦について

市では、11月3日の文化  
の日に、文化・スポーツの  
振興発展に尽力された方々  
を対象に表彰を行います。  
皆さんの周りで、文化・  
スポーツ活動で活躍されて  
いる方を推薦していただき、  
その中から選出します。

### ◎スポーツ奨励賞

- 本市の体育、スポーツ及  
びレクリエーションの普  
及・振興に特に貢献が  
あった方
- 全国、全道規模の競技大  
会において優秀な記録・  
成績を収めた方
- スポーツの指導者として  
特に功労があった方

### ◎提出期日

7月16日(金)

### ◎提出・問い合わせ

市教育総務課文化振興グ  
ループ  
☎23・6056

市社会教育課スポーツ推  
進グループ  
☎23・6521

### ◎文化奨励賞

- 本市の芸術、科学、教育、  
その他の文化の向上発展  
に関し、実績が顕著で  
あって、今後の活動が特  
に期待される方

### ◎推薦方法

- 推薦書に必要事項を記入  
して提出してください。
- 推薦書は、市役所(受付、  
3階教育委員会)のほか、

## 家族介護用品支給事業の 支給要件と支給額が変わります

市では、要介護4及び5  
と認定された在宅の方へ、  
紙おむつ又は尿取りパット  
を購入できる支給券を交付  
しています。

令和3年7月から、支給  
要件と支給額が、下表のと  
おり変わります。

令和3年6月支給分まで  
の支給決定を受けている方

でも、7月以降は対象とな  
らない場合があります。  
7月以降も支給対象とな  
る方には、6月中に申請手  
続きについてご案内します。

### 問い合わせ

市長寿あんしん課介護高  
齢グループ  
☎23・6458

### 支給要件と支給額

区分	6月まで	7月から
要介護4・5で 介護を受ける方	本人の住民税 非課税	本人の属する 世帯住民税 非課税
要介護4・5の 方を介護する方	要件なし	
毎月の支給額	450円券 ×10枚綴り	750円券 ×10枚綴り

